

評価対象				
事務事業名	特定不妊治療費助成	開始年度	平成19年度	
所属	みなと保健所健康推進課地域保健係	担当者	氏名	大鶴
所管課長	みなと保健所健康推進課長		内線	3874
基本政策	1 明日の港区を支える子供を育む			
政策名	(4)子どもの健康を守る体制をつくる			
施策名	① 子どもを産み育てる環境を整える			

事業概要	
事業の目的	子どもを望んでいるにもかかわらず、不妊に悩む夫婦に対し、保険適用外の高額治療費（特定不妊治療費）の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、少子化対策及び次世代育成の推進に寄与します。
事業の対象	特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を開始した日から申請時まで継続して港区に住民登録がある夫婦。夫婦の一方だけが区内に住所を有する場合にあっては、当該区内に住所を有する者の所得が他方の所得を上回ることを要します。なお、所得による制限は行っていません。
事業の概要	特定不妊治療に要する医療保険が適用されない費用を、1年度30万円を限度に助成します。平成28年度からは、男性不妊治療に要する医療保険が適用されない費用を、1年度15万円を限度に助成開始しています。特定不妊治療、男性不妊治療ともに通算5年度まで申請できます。
根拠法令等	港区特定不妊治療費助成金支給要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価													
開始当時の背景・これまでの経緯	区では特定不妊治療費の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、少子化対策及び次世代育成の推進に付与することを目的として、平成19年度から事業を開始しました。また、平成28年度からは、不妊は男性側の原因によることが一定程度あり、女性の不妊治療だけでは妊娠に至らない場合があることから、特定不妊治療の一環として行われる男性不妊治療費の助成を開始し、特定不妊治療を行う夫婦の経済的負担のより一層の軽減を図っています。												
評価	<table border="1"> <thead> <tr> <th>A 高い</th> <th>B どちらともいえない</th> <th>C 低い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	A 高い	B どちらともいえない	C 低い	◎			◎			◎		
A 高い	B どちらともいえない	C 低い											
◎													
◎													
◎													
①事業継続の必要性	◎												
①事業継続の必要性評価の理由	（歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか） 不妊治療を希望する夫婦にとって、経済的負担を軽くすることが出来るため、治療費助成の需要は高く、年度ごとに申請者は増加しています。不妊治療は高額で経済的負担が大きいため、経済的理由から子どもを断念することのないよう、区が支援を継続する必要があります。												

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	助成金申請者数（延件数）			指標2	内 東京都申請者数			指標3	全申請者に対する43歳以下の治療者（女性・人数）		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	900	911	101.2%	平成29年度	288	289	100.3%	平成29年度	873	880	100.8%
平成30年度	930	995	107.0%	平成30年度	295	239	81.0%	平成30年度	898	948	105.6%	
令和元年度	922	—	—	令和元年度	221	—	—	令和元年度	878	—	—	

指標から見た事業の成果 申請需要は上がっており、また東京都の制度に比べ所得制限、年齢制限がないため対象も広いことから、この手当のために港区への転入を検討するという方もいます。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
②事業の効果性	◎		

②事業の効果性評価の理由 (事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 助成総額は増加しているため、経済的負担軽減という目標達成の有効性は明らかです。ただし、客観的に治療の成果を把握することが困難なため、少子化対策としての効果性がどの程度かを数値等で表すことが難しい事業です。

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳（千円）								決算状況（千円）		
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成29年度	231,180	100%	231,180	0	0	0	0	0	0	231,180	231,083	100%
平成30年度	235,786	100%	235,786	0	0	0	23,053	0	258,839	258,752	100%	
令和元年度	236,247	100%	236,247	0	0	0	—	—	—	—	—	

事業費から見た事業の状況 事業費は過去3年で約10%の増加となっており、今後も増加傾向にあると見込まれます。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
③事業の効率性	◎		

③事業の効率性評価の理由 (費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 助成額総額は増加していますが、客観的に治療の成果を把握することが困難なため、どの程度コストに見合う成果が得られているかを数値等で表すことが難しい事業です。

**【ステップ3】
総合評価**

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見
総合評価に係る具体的な理由（根拠）と来年度の実施内容（又は廃止後の対応）を記載します。
・「拡充」：レベルアップ
・「継続」：現状維持
・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更（一部廃止、縮小を含む）
・「統合」：他事業と統合

助成申請者数も増加しており、子どもを望む区民にとって需要のある制度です。経済的理由により子どもを断念することのないよう、有効な制度であると評価できます。

評価対象			
事務事業名	難病対策地域協議会運営	開始年度	平成 27 年度
所属	みなと保健所健康推進課保健指導調整担当	種別	
所管課長	みなと保健所健康推進課長		
基本政策	2 安心できる地域保健・地域医療体制の推進		
政策名	(24) 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう支援する		
施策名	1) 地域包括ケアシステムの構築・推進		

事業概要	
事業の目的	「難病の患者に対する医療等に関する法律」32条に基づいて実施している協議会です。地域における難病患者及びその家族に対する支援体制の整備を図ることを目的として実施します。
事業の対象	区民の難病患者及びその家族。
事業の概要	難病患者及びその家族、患者団体、保健所、医療機関、福祉の関係所管、医師会等により構成される難病対策地域協議会を設置し、地域における難病患者への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関の連携の緊密化を図るとともに、難病対策のあり方や地域の実情に応じた支援体制の整備について協議します。
根拠法令等	難病の患者に対する医療等に関する法律 第32条 港区難病対策地域協議会設置要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価									
開始当時の背景・これまでの経緯	平成27年1月に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律」32条に、都道府県、保健所を設置する市及び特別区における難病対策地域協議会の設置の必要性が規定されており、これに基づき区では、平成27年度に「港区難病対策地域協議会」を設置しました。その後も、難病患者及びその家族への支援体制の整備を目的に、年1回の協議会を継続実施しています。								
評価	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>A 高い</td> <td>B どちらともいえない</td> <td>C 低い</td> </tr> </table>		A 高い	B どちらともいえない	C 低い				
	A 高い	B どちらともいえない	C 低い						
評価の着眼点	<table border="1"> <tr> <td>公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎			今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎		
公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎								
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎								
①事業継続の必要性	◎								
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 上記のとおり、法律にも難病対策地域協議会設置の必要性が規定されています。また、港区に約2,000人居る難病患者とその家族への支援体制は、まだ十分整っているとは言えない状況であることから、協議会を設置し検討することが必要です。								

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	協議会開催数			指標2	委員の出席者数			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成29年度	1	1	100.0%	平成29年度	8	6	75.0%	平成29年度			
	平成30年度	1	1	100.0%	平成30年度	8	9	112.5%	平成30年度			
	令和元年度	1	—	—	令和元年度	9	—	—	令和元年度		—	—
指標から見た事業の成果	本協議会は、区で唯一難病に特化して検討する貴重な機会です。難病患者や支援体制の現状と、医療・福祉等の情報を共有し、関係機関連携の緊密化を図り、課題の抽出とともに支援体制の整備について検討しています。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 難病患者及びその家族、患者団体、医療・看護・福祉の関係者が、協議会で支援体制の構築や、医療、福祉等の幅広い情報を共有して課題を協議しており、効果的です。											

③事業の効率性に係る評価

		予算状況の内訳 (千円)									決算状況 (千円)	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
		平成29年度	120	29%	35	85	0	0	0	0	120	86
	平成30年度	117	50%	59	58	0	0	0	0	117	109	93%
	令和元年度	102	45%	46	56	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	保健所に本協議会を設置することは、法に定められており、難病患者本人や家族を含めた医療・看護福祉等関係者が集まり協議できる貴重な機会となっています。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
③事業の効率性	◎											
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 難病患者本人や家族を含め、年に1回関係者が一堂に集まり、課題解決に向けた検討ができていますことは効率的です。											

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	
総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む) ・「統合」：他事業と統合	難病患者とその家族のよりよい支援体制を構築するために引き続き協議する必要がある、本事業は継続します。 ただし、自立支援協議会での検討事項と重複している部分もあり、今後は、より効果的な運営方法について検討していく必要があります。

評価対象			
事務事業名	精神障害者デイケア事業	開始年度	平成 元 年度
所属	みなと保健所健康推進課地域保健係	種別	
所管課長	みなと保健所健康推進課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要	
事業の目的	回復途上にある精神障害者を対象に、集団生活指導等を実施することにより社会復帰に必要な適応能力の向上を図り、社会復帰の促進を支援します。
事業の対象	区民で、15歳から65歳までの回復途上にある通院中の精神障害者で、参加について主治医の了解を得られ、かつ地区担当保健師が関わっている人。
事業の概要	<p>社会復帰を促進するために必要な、日常生活への適応を図るための生活指導、対人関係改善を目標とした集団活動等を実施します。</p> <p>募集：随時 受付：地区総合支所地区担当保健師が受付、デイケア担当医が面接の上、見学参加を決定します。 決定：見学参加後、申請書、主治医意見書等を基に会議を経て、保健所長が正式参加決定します。 費用：原則、無料。ただし、プログラムにより材料費、交通費等必要な場合があります。</p>
根拠法令等	精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律第4条 港区精神障害者社会復帰援助事業実施要綱、港区精神障害者社会復帰援助事業実施要領

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価					
開始当時の背景・これまでの経緯	平成元年度に港区での要領、要綱を作成し、デイケア事業が開始されました。地域での精神障害者への社会資源が少ない中、社会復帰促進に大きな役割を果たしてきました。現在では精神障害者を取り巻く法律が整備され、社会資源も増加したことや、地区担当保健師が保健所にいないことなどの理由により、登録者の減少がみられます。				
評価	<table border="0" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td style="width:33%;">A 高い</td> <td style="width:33%;">B どちらともいえない</td> <td style="width:33%;">C 低い</td> </tr> </table>	A 高い	B どちらともいえない	C 低い	
A 高い	B どちらともいえない	C 低い			
評価の着眼点	<table border="0" style="width:100%;"> <tr> <td style="width:20%;">公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</td> <td style="width:80%; text-align:center;">◎</td> </tr> <tr> <td>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</td> <td style="text-align:center;">◎</td> </tr> </table>	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎	今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎
公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎				
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎				
①事業継続の必要性	◎				
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 令和3年に新設される精神障害者地域活動支援センターとの役割分担に向け、要綱を改正します。保健所は精神障害者地域活動支援センターに移行できない人の受け入れ先となるとともに、将来的には、他の社会資源へ移行できるよう体制を整備していきます。				

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	実施回数			指標2	登録者数			指標3	事業参加延人数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	48	48	100.0%	平成29年度	21	17	81.0%	平成29年度	395	346	87.6%
平成30年度	48	48	100.0%	平成30年度	17	22	129.4%	平成30年度	346	338	97.7%	
令和元年度	48	—	—	令和元年度	22	—	—	令和元年度	338	—	—	
指標から見た事業の成果	実施要綱で、原則年間48回の実施を予定しています。登録者数および事業参加延人数は、ここ数年減少傾向にあり、これは区内にデイケア以外の日中活動場所が増えていることが理由のひとつと考えられます。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か)安全で安心して継続的に参加できる場として、参加者の意見を取り入れたプログラムを毎週開催できています。登録が長期化している参加者、長期欠席者には、要綱で利用期限を設け、社会復帰への意識を高めてもらうよう支援する必要があります。											

③事業の効率性に係る評価

予算状況の内訳(千円)												決算状況(千円)	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率	
		平成29年度	3,312	100%	3,312	0	0	0	0	0	0	3,312	3,122
平成30年度	3,099	100%	3,099	0	0	0	0	0	0	3,099	3,018	97%	
令和元年度	2,960	100%	2,960	0	0	0	0	—	—	—	—	—	
事業費から見た事業の状況	平成29年度は七宝電気炉の購入があったため、予算額及び決算額が増加しています。令和元年度から遠出の外出にかかる費用は削減されました。より生活に密着し、社会復帰を促進できるプログラムの見直しを行っています。												
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い						
③事業の効率性	◎												
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか)医療スタッフの医師、グループワーカー、作業療法士、保健所保健師が集まって行うことで、医療的ケアを充実させることができ効率的であるといえます。ただ、主治医の意見書も取り寄せており、保健所側の医師の参加回数を検討する余地はあります。												

【ステップ3】総合評価

○ 拡充 ○ 継続 ● 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	
総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む) ・「統合」：他事業と統合	精神障害者の日中活動場所のひとつであり、地域生活へ移行する上で重要な事業であることから、継続的な開催が必要です。ただし、令和3年度に精神障害者地域活動支援センターが新たに開設される機会を見据え、現在長期登録者が多い中、就労意欲のある方は適切な時期に移行できるよう利用期限等要綱改正を行います。(環境の変化に敏感な精神障害者が多いため、徐々に移行できるよう配慮します。)また、令和3年以降の保健所デイケアは退院直後の人や引きこもりが長く、社会復帰に時間を要する人などより医療的ケアが必要な人を支援していきます。

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	開催回数			指標2	参加機関数			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成29年度	3	3	100.0%	平成29年度	57	48	84.2%	平成29年度			
	平成30年度	2	2	100.0%	平成30年度	31	30	96.8%	平成30年度			
	令和元年度	2	—	—	令和元年度	31	—	—	令和元年度		—	—
指標から見た事業の成果	開催回数は、精神保健福祉連絡協議会1回とその下部組織である思春期こころのケアネットワーク会議を1回の計2回、必要回数実施できています。また参加数については、すべての機関が参加できるように調整し、96%以上の委員が出席しています。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 協議会での意見を精神保健施策に反映させています。各機関からの委員の出席率も実質96%以上あり、多岐にわたった関係機関による協議ができています。											

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳(千円)									決算状況(千円)	
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	245	100%	245	0	0	0	0	0	245	216	88%
	平成30年度	164	100%	164	0	0	0	0	0	164	115	70%
	令和元年度	116	100%	116	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	平成30年度は港区自殺対策関係機関協議会を設置したため、精神保健福祉連絡協議会は年1回としたこと、自殺対策を話し合うために招集していた民間団体(5カ所分)に伴う報償費の支出減となったことにより、減額となっています。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
③事業の効率性	◎											
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 医療、保健、福祉の関係機関や団体、行政機関等が一度に集まり、支援体制の構築や課題、情報の共有を行うことができおり効率的です。											

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	
総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む) ・「統合」：他事業と統合	精神障害の自立支援医療受給者は増加傾向にあり、警察官通報(23条)も毎年100件を超えており、精神障害者に対する支援体制の強化がますます求められています。精神保健福祉協議会は、港区全体の精神保健福祉施策を協議する場であり、医療、保健、福祉、警察をはじめとした行政機関と関係機関の連携を強化する上でも継続実施が適当です。議事内容については、社会情勢の変化や法改正に伴う区の体制等に応じて検討するとともに、自殺対策推進協議会と効果的な連携を図ります。

評価対象

事務事業名	精神保健福祉相談	開始年度	昭和 50 年度
所属	みなと保健所健康推進課地域保健係	種別	—
所管課長	みなと保健所健康推進課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(24) 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう努める		
施策名	③ 健康づくりの積極的支援		

事業概要

事業の目的	こころの病気の早期発見、早期治療の促進、社会適応の援助のほか、区民のこころの健康の保持・増進を図ります。
事業の対象	区民、在勤者、在学者、関係機関等
事業の概要	<p>(1) 精神保健福祉相談:こころの病気や精神的問題を抱える人及びその家族や関係者に対し、面接または訪問により相談・助言を行います。保健師による相談は随時、精神科医による相談は月4回予約制で行っています。</p> <p>(2) 精神保健福祉講演会:こころの病気についての普及啓発活動として、講演会を開催しています。</p> <p>(3) 家族会こころの病気のある人の家族への正しい知識の提供と、家族同士の交流の場として家族会を開催しています。</p>
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第46条、47条、港区精神保健福祉相談事業実施要綱、保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価

開始当時の背景・これまでの経緯	昭和50年に都から移管された精神保健福祉相談は、まだ精神の社会資源が少ない頃から、対象者を医療や関係機関など必要な支援につなげる手段として区民や関係機関から活用されて続けています。また、精神保健福祉講演会は、正しい知識の普及啓発の場として、その時々トピックを取り上げて実施しています。家族会はデイケアが事業化した平成元年に2か月おきに開始。翌年には毎月実施となり、毎月15名前後の参加があり、同じような状況にある家族同士の交流ができています。近年は自主グループ「バラの会」を結成し、施設見学や各会議への参加など活発化しています。		
評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
評価の着眼点 公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎		
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎		
①事業継続の必要性	◎		
①事業継続の必要性 評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 地域での精神保健福祉業務を行うのは保健所の役割です。精神保健福祉相談は複雑化する病態や社会問題に対応するためにも継続が必要です。また、精神保健福祉講演会はインターネットで様々な情報が蔓延する中、正しい知識を普及するためにも必要です。家族会は精神障害者の家族からのニーズが高い事業のため、継続が必要です。		

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	精神保健福祉相談延人数			指標2	精神保健福祉講演会 1回あたりの参加人数			指標3	家族会及び家族教室の参加延人数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	69	70	101.4%	平成29年度	52	46	87.5%	平成29年度	117	147	125.6%
	平成30年度	70	66	94.3%	平成30年度	46	35	76.1%	平成30年度	147	188	127.9%
	令和元年度	66	—	—	令和元年度	46	—	—	令和元年度	150	—	—
指標から見た事業の成果	精神保健福祉講演会の1回あたりの参加人数はテーマによってばらつきがあります。家族会及び家族教室の参加人数は増加しています。家族会では毎回、新規の方の参加があります。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 各種事業の利用者に関しては、精神疾患への知識や理解の習得、当事者や家族の問題解決への支援につながっており、事業の効果は高いといえます。講演会は参加者は減少していますが、満足度が高い内容を保っています。											

③事業の効率性に係る評価

予算状況の内訳(千円)												決算状況(千円)	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率	
		平成29年度	1,808	84%	1,522	286	0	0	0	0	1,808	1,561	86%
平成30年度	2,174	92%	2,005	169	0	0	0	0	2,174	2,044	94%		
令和元年度	1,846	100%	1,846	0	0	0	—	—	—	—	—		
事業費から見た事業の状況	29年度は精神科医の精神保健福祉相談の予約なしやキャンセルが重なり、報償費の執行率が下がっています。30年度の予算は2～3年に1回作成する印刷物(3種類)を作成する年度となったため、印刷製本費が増加しています。												
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い						
③事業の効率性	◎												
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 相談者の中には、できるだけ早く医師の相談へつなぐ必要がある場合もあり、現状の月4回程度の相談の場が必要です。家族会は、目的が同じ集団が集まることで、グループダイナミクスのメリットを生かしながら、効率よく精神保健分野への理解を深めることができ、利用者からの評価が高い事業です。講演会は参加者の満足度は高いものの、参加人数が減少傾向にあるため、テーマや日時を検討するとともにPRの工夫も必要です。												

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見
総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。
・「拡充」：レベルアップ
・「継続」：現状維持
・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む)
・「統合」：他事業と統合

精神障害者は増加傾向にあり、それに伴い医療機関、就労移行支援など社会資源も増加傾向にあります。一方、精神保健福祉相談は精神科受診には至らない本人や家族、関係者の相談の場としても有益な場として機能しており、本事業は継続が必要です。自殺対策においても、区民の相談体制の確保、知識の普及啓発は区が実施しなくてはなりません。その普及啓発でもある講演会は、現状のニーズに沿って、実施方法や実施内容について検討をしていきます。

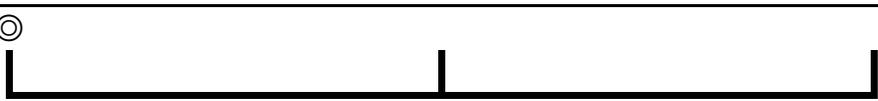
評価対象

事務事業名	基本健康診査	開始年度	昭和 59 年度
所属	みなと保健所健康推進課健診事業担当、健康づくり係	種別	—
所管課長	みなと保健所健康推進課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(24) 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう支援する		
施策名	3 健康づくりの積極的支援		

根拠法令等

事業の目的	高血圧、高血糖、脂質異常等の生活習慣病の早期発見と早期治療を目的とし、区民の健康管理に役立てます。
事業の対象	40歳以上の区民で、生活保護受給者、4月2日以降の国民健康保険加入者、ほかに健診受診の機会がない人及び後期高齢者医療制度加入者
事業の概要	40歳(年度末年齢)以上の対象者に、基本健康診査受診券を発送します。 検査項目は、問診・診察・身体測定・尿検査・血中脂質検査・肝機能検査・血糖検査です。 さらに医師の判断により必要がある人は、貧血検査・心電図・眼底検査・胸部X線検査等を実施します。 事業は区が港区医師会に委託し、区内の指定医療機関で実施します(7月～11月)。 健診費用は無料です。
根拠法令等	健康増進法第17条・19条の2、健康増進法施行規則第4条の2第4号、港区基本健康診査事業実施要綱、集合契約による特定健康診査費用助成事業実施要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価

開始当時の背景・これまでの経緯	高齢社会を迎え、心疾患・脳血管障害等生活習慣病に対する予防対策が重要な課題となる中、生活習慣病の早期発見と早期治療を目指すことを目的に、基本健康診査を実施しています。		
評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
評価の着眼点 公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎ 		
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎ 		
①事業継続の必要性	◎ 		
①事業継続の必要性 評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 健康増進法施行規則により厚生労働省令で定められた健診です。また基本健診を実施することで、生活習慣病の予防対策を可能とするとともに、健診結果は、区民の気づきを促し適切な治療の促進と重症化の予防が可能のため、今後も事業継続の必要性があります。		

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	受診券発行枚数に対する受診者数			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	4,328	1,036	23.9%	平成29年度				平成29年度			
	平成30年度	4,000	972	24.3%	平成30年度				平成30年度			
	令和元年度	3,275	—	—	令和元年度		—	—	令和元年度		—	—
指標から見た事業の成果	対象者は、後期高齢者分を除いた40歳以上の生活保護受給者等です。達成率は、従来から低い傾向にありますが、平成29年度から若干の増加傾向にあります。											
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い		
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 6月下旬に基本健康診査受診券をがん検診受診券と同時に対象者全員に個別に送付し受診を促しています。ただし、特定健康診査後の特定保健指導にあたるものではなく、健診後の追跡調査は行っていないため、事業の効果性を客観的に評価することが困難です。											

③事業の効率性に係る評価

予算状況の内訳(千円)												決算状況(千円)	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率	
													平成29年度
平成30年度	258,621	95%	245,314	6,756	6,551	0	-9,578	0	249,043	237,321	95%		
令和元年度	244,230	94%	229,075	6,328	8,827	0	—	—	—	—	—		
事業費から見た事業の状況	平成30年度は、区民健康診査(30健診)の受診方法の見直しにより、予想以上の受診実績があったため、基本健康診査から区民健康診査への予算流用が必要となりました。令和元年度は前年度実績に基づき予算計上しています。												
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い			
③事業の効率性	◎												
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 生活習慣病に対する予防と早期発見、治療につなげるために必要な健診のため、コスト削減は困難と考えられます。また、補助金のある事業であるため、効率性が高いと考えます。												

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	
総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む) ・「統合」：他事業と統合	区民が健やかで安全に暮らすことができるよう支援するためには、多くの区民に健診を受診してもらうことが重要です。そのため、本事業の啓発や周知等を今後も継続していきます。

評価対象			
事務事業名	肝炎ウイルス検診	開始年度	平成 14 年度
所属	みなと保健所健康推進課健診事業担当、健康づくり係	種別	—
所管課長	みなと保健所健康推進課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(24) 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう支援する		
施策名	3 健康づくりの積極的支援		

事業概要	
事業の目的	ウイルス性肝炎を早期に発見し、肝炎が引き起こす健康障害(肝硬変、肝臓がん等)を回避し、症状の軽減・進行の遅延をさせること、及び肝炎に関する正しい知識の普及を目的としています。
事業の対象	肝炎ウイルス検診を受けたことのない区民(年齢制限なし)
事業の概要	40歳(年度末年齢)以上の区民で肝炎ウイルス検診未受診者には受診券を発送します。また、39歳以下の区民には本人からの申込により受診券を送付します。検診は区が港区医師会に委託し、区内指定医療機関にて実施します(7月~11月、一部医療機関は通年で実施)。 検診の結果、陽性又はその疑いのある人に対し、必要に応じ保健指導の実施・肝臓専門医療機関への受診勧奨を行っています。 検診費用は無料です。
根拠法令等	健康増進法、港区肝炎ウイルス検診実施要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価									
開始当時の背景・これまでの経緯	ウイルス性肝炎は集団予防接種による感染が発覚したことで社会問題化しました。感染時期が明確でないことや自覚症状がないことが多く、感染者が気づかないうちに肝がんや肝硬変など重篤な疾病へ移行することから、国は肝炎総合対策の一つとして肝炎ウイルス検査と重症化予防を推進しています。そうした背景のもと、本事業は、国の「肝炎ウイルス検診実施要領」に基づいて実施される健康増進事業です。毎年6月下旬に、40歳(年度末年齢)以上の港区肝炎ウイルス検診の未受診者に、健診やがん検診と一緒に検診受診券を発送しています。12月以降についても、一部の医療機関で受診できます。								
評価	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>A 高い</td> <td>B どちらともいえない</td> <td>C 低い</td> </tr> </table>		A 高い	B どちらともいえない	C 低い				
	A 高い	B どちらともいえない	C 低い						
評価の着眼点	<table border="1"> <tr> <td>公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎			今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎		
公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎								
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎								
①事業継続の必要性	◎								
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 健康増進法施行規則により厚生労働省令で定められた検診です。また、肝炎ウイルス検診を実施することで、感染症の早期発見を可能とするとともに、検診後の陽性者を把握して、必要に応じて行う保健指導や肝炎専門医療機関への受診勧奨は、適切な治療の促進となり重症化を予防するため、今後も事業継続の必要性があります。								

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	C型肝炎ウイルス検査受診者数			指標2	B型肝炎ウイルス検査受診者数			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成29年度	5,900	4,505	76.4%	平成29年度	5,900	4,504	76.3%	平成29年度			
	平成30年度	4,500	3,736	83.0%	平成30年度	4,500	3,733	83.0%	平成30年度			
	令和元年度	4,500	—	—	令和元年度	4,500	—	—	令和元年度		—	—
指標から見た事業の成果	肝炎ウイルス検診等実施要領により、過去に肝炎ウイルス検診を受診していないのみを対象としているため、実績は減少傾向にあります。未受診者に対して、感染予防のためのポスター掲示や正しい知識の普及啓発のためのリーフレット作成等で事業を継続し受診を促していきます。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) ウイルス性肝炎の早期発見及び適切な治療促進のために実施しています。毎年度少数ながら陽性者が出ており、これらの人に対する検診受診後の治療勧奨により区民一人ひとりの健康づくりに寄与しています。											

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳(千円)									決算状況(千円)	
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	27,749	51%	14,044	0	13,705	0	-2,110	0	25,639	20,998	82%
	平成30年度	21,206	44%	9,254	0	11,952	0	0	0	21,206	18,692	88%
	令和元年度	21,139	34%	7,105	0	14,034	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	健康増進法に基づく都補助金(都負担割合2/3、区負担割合1/3)を受けて実施しています。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
③事業の効率性	◎											
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 感染症の早期発見と治療につなげるために必要な検診であり、必要最小限の予算で事業を実施しているため、これ以上のコスト削減は困難です。 他の健診・検診はすべて無料で行っていることから、本事業における受益者負担は考えておりません。											

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	
総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む) ・「統合」：他事業と統合	国の「肝炎ウイルス検診実施要領」に基づく健康増進事業です。検診による陽性者の把握、保健指導、医療機関への受診勧奨など、今後も継続していきます。未受診者への啓発、周知を行い、より多くの人の受診を促します。

No 263

令和元年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	お口の健康診査	開始年度	平成 20 年度
所 属	みなと保健所健康推進課地域保健係	種別	29レベルアップ
所管課長	みなと保健所健康推進課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(24) 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう支援する		
施策名	3 健康づくりの積極的支援		

事業概要

事業の目的	区民の健康づくりを推進するため、継続的にお口の健康管理をサポートし、区民一人ひとりにあったお口の健康維持や増進に向けて支援します。
事業の対象	(1) お口の健診 20歳以上の区民及び20歳未満の妊婦 (2) 8020達成者表彰事業 80歳以上で20本以上の歯を保有している区民 (3) 口腔がん検診 40歳以上の区民
事業の概要	(1) お口の健診 年2回の歯科健診（本健診とフォロー健診）で、一人ひとりにあったお口の健康支援を行い、区民の健康増進を図るため、芝歯科医師会及び麻布赤坂歯科医師会に委託して実施します。 (2) 8020達成者表彰事業 80歳以上で20本以上の歯を保有している区民を、口腔内診査を経て表彰します。 (3) 口腔がん検診 年1回の検診により、口腔がんの早期発見および口腔がんに関する知識の普及・啓発を図るため、芝歯科医師会及び麻布赤坂歯科医師会に委託して実施します。
根拠法令等	健康増進法第17条、第19条の2、健康増進法施行規則第4条の2第1号、港区お口の健康診査実施要綱、港区口と歯の健康に関する普及啓発事業実施要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価

開始当時の背景・これまでの経緯	港区では平成2年度から「成人歯科健康診査」として実施、平成20年度からは健康増進法に基づく歯周疾患検診としての「お口の健診」に移行しました。「お口の健診」は、予防・保健指導を重視した歯科健診であり、健康支援を行うことで区民の行動変容を促し、歯と口の健康についての自己管理ができるよう支援する歯科健診として実施しています。 また、口腔がんに対する知識の普及啓発及び疾病の早期発見を目的に、平成29年度から「口腔がん検診」を開始しました。		
評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
評価の着眼点	◎ 公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)		
	◎ 今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)		
①事業継続の必要性	◎		
①事業継続の必要性 評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 平成30年4月、厚生労働省は、75歳以上の後期高齢の被保険者に対し「平成30年度後期高齢者医療制度事業補助金交付要綱」を策定し、その要綱に口腔機能評価を加えました。現在、高齢者に対する歯科健診を国が推進している中、区では対象年齢への歯科健診を行っている事業が他にないため、継続して行う必要があります。		

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	「お口の健診」受診者数			指標2	「口腔がん検診」受診者数			指標3	8020達成者の表彰数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	21,500	21,665	100.8%	平成29年度	650	4,776	734.8%	平成29年度	105	116	110.5%
平成30年度	23,500	21,831	92.9%	平成30年度	5,600	7,583	135.4%	平成30年度	116	112	96.6%	
令和元年度	22,330	—	—	令和元年度	9,100	—	—	令和元年度	112	—	—	

指標から見た事業の成果 「お口の健診」及び「口腔がん検診」の受診者数は、年々増加しています。8020達成者の表彰数は、区が行う表彰を受けることを希望した80歳以上の方の人数です。なお、「お口の健診」を受診した80歳の8020達成者の人数は、平成29年度246名中172名、平成30年度259名中189名と高い達成状況にあります。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
----	---------	----------------	---------

②事業の効果性	◎		
---------	---	--	--

②事業の効果性評価の理由 (事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か)
「お口の健診」及び「口腔がん検診」によって、丁寧な歯科保健指導を個別に行うことができ、その結果、区民が自らの口腔内の健康を維持・向上させることができるようになっており、さらには80歳で20本以上自身の歯を保有できる区民が増え、8020達成における高い達成状況につながっていると考えます。

③事業の効率性に係る評価

		予算状況の内訳 (千円)								決算状況 (千円)		
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	263,277	100%	263,277	0	0	0	13,491	11,235	288,003	288,003	100%
	平成30年度	313,289	100%	311,862	0	0	1,427	39	0	313,328	303,450	97%
	令和元年度	318,058	99%	316,552	0	0	1,506	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況 平成29年度に開始した口腔がん検診については予想以上の受診実績があったため、予算流用及び補正予算が必要となりました。平成30年度から前年度実績に基づき予算計上し、適正な事業執行ができています。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
----	---------	----------------	---------

③事業の効率性	◎		
---------	---	--	--

③事業の効率性評価の理由 (費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか)
「お口の健診」受診者の健診結果から、経年的に、望ましい歯科保健行動をとることのできる区民が増加していることが明らかになっており、歯科に対する行動変容が浸透していることが伺えます。また「口腔がん検診」では、年々受診者数が増加していることから区民の関心も高く、口腔がん発症の予防啓発につながっていると考えられます。

【ステップ3】総合評価

● 拡充 ○ 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	<p>「お口の健診」は、区民の健康づくりを推進するため、継続的に口腔の健康管理をサポートし、区民一人ひとりにあった、お口の健康維持や増進に向けて支援する事業です。今後は、高齢者に向けた歯科健診項目の内容を追加するなど、国の方針に沿って、引き続き拡充しながら実施していく必要があります。</p> <p>「口腔がん検診」は、口腔がんの知識の普及・啓発による疾病予防効果と、検診実施による疾病の早期発見を目指しています。要精密検査者の発見率がコストに見合うかどうかは、今後5年間検診結果のデータを取り、専門家の意見を聞きながら検討していきます。</p>
--------------	---

総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。
・「拡充」：レベルアップ
・「継続」：現状維持
・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む)
・「統合」：他事業と統合

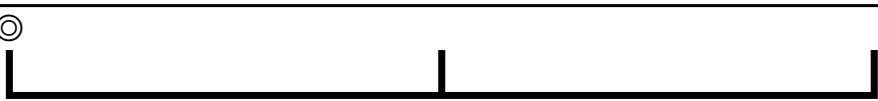
評価対象

事務事業名	健康教育	開始年度	平成 20 年度
所属	みなと保健所健康推進課	種別	
所管課長	みなと保健所健康推進課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都民居住を支援する		
政策名	24 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう支援する		
施策名	③ 健康づくりの積極的支援		

事業概要

事業の目的	生活習慣病の予防と健康の保持増進に関する正しい知識の普及啓発と実践の促進を図り、区民の健康づくりへの意識づけを行います。また、乳幼児や保護者を対象に食事や栄養を通じた食育を推進します。
事業の対象	区内在住・在勤・在学者
事業の概要	若い世代からの生活習慣病の予防、健康づくりに関する正しい知識の普及を目的とした講演会・教室を実施し、区民が自らの健康の保持増進に向けて自発的な行動がとれるようにします。また、乳幼児の保護者を対象に、食生活や栄養についての相談会を実施するほか、離乳食のつくり方をテーマに講習会を行います。
根拠法令等	健康増進法第4条、母子保健法第9条

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価

開始当時の背景・これまでの経緯	平成20年度から健康増進法によるホピュレーションアプローチが重要とされたため、それまでの事業では高齢者の参加が多かった中、若年層も含めた幅広い世代に対して、生活習慣病に関する正しい知識の普及と正しい生活習慣が実行できるようにと本事業を開始しました。働き盛り世代の方も健診や講座に参加しやすいようにと土曜日や夜間に講座を開催したり、講義形式ではなく体験型の講座を行う等、対象者が健康づくりを積極的に意識でき実践できるよう取り組んでいます。		
評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
評価の着眼点 公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎ 		
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎ 		
①事業継続の必要性	◎ 		
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 国や東京都が掲げる健康プランでは生活習慣病を予防することが重要とされており、幅広い対象者に対して健康づくりに関する正しい知識の普及や自らの健康に対する意識づけを高めるためには、区の健康教育事業として引き続き実施していく必要があります。		

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	健康講座の参加者数			指標2	生活習慣病予防講座・区民健診(30(さんまる)健診)受診者向け講座の参加者数			指標3	離乳食教室参加者数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	420	350	83.3%	平成29年度	230	129	56.1%	平成29年度	720	614	85.3%
	平成30年度	450	200	44.4%	平成30年度	60	18	30.0%	平成30年度	720	684	95.0%
	令和元年度	300	—	—	令和元年度	450	—	—	令和元年度	720	—	—

指標から見た事業の成果
平成30年度は禁煙に関する健康講座を2回行いましたが、想定していたよりも参加者数が少なかったことに加え、区民健診(30(さんまる)健診)受診者向け講座当日は降雪があり、参加率が半減したため達成率が低い結果となりました。令和元年度からは生活習慣病予防講座・区民健診(30(さんまる)健診)受診者向け講座・働き盛り世代向け講座の参加者数が増加するように内容を検討し、様々な媒体を通して周知を強化していきます。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
②事業の効果性	◎		

②事業の効果性評価の理由
(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か)
土曜日に体験型、実践を伴う講座を開催することで、参加者のアンケートからは満足度が高い講座を実施することができています。今後も引き続き運動などの体験を取り入れた講座を行う等、日々の健康づくりに役立つような講座を開催していきます。

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳(千円)								決算状況(千円)		
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	5,564	55%	3,039	2,525	0	0	0	0	5,564	5,546	100%
	平成30年度	4,140	50%	2,078	2,062	0	0	0	0	4,140	4,140	100%
	令和元年度	6,037	76%	4,586	1,451	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況
「健康教育」は平成29年度に「栄養改善事業」と統合しました。平成30年度は働き盛り世代に向けた生活習慣病予防講座を「健康づくり推進事業」で実施したため、一時的に事業費は減少していますが、令和元年度からは再度「健康教育」として事業の実施をしていきます。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
③事業の効率性	◎		

③事業の効率性評価の理由
(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか)
保健師、栄養士が共に生活習慣病予防に関する講座を計画して実施しており、個々で事業を運営するより効率的です。

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見
総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。
・「拡充」：レベルアップ
・「継続」：現状維持
・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む)
・「統合」：他事業と統合

健康講座の参加者数が一時的に減少していますが、講座に参加した区民のアンケートからは区民の健康づくりに対する意識や関心の高さや講座の満足度の高さが伺えることから、今後も健康講座には一定程度の需要が見込まれます。また、若い世代からの健康増進を図るため、最新かつ対象者の関心の高い内容を講座に反映し、広く周知しながら継続して事業を実施する必要があります。

No 265

令和元年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	歯科保健事業推進協議会	開始年度	平成 6 年度
所属	みなと保健所健康推進課地域保健係	種別	—
所管課長	みなと保健所健康推進課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(24) 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう支援する		
施策名	3 健康づくりの積極的支援		

事業概要	
事業の目的	区における歯科保健に関する施策を総合的かつ効果的に資するため、関係団体や庁内関係部署等を委員とする協議会を設けて、情報共有や協議を行い、乳幼児期から高齢期まで、生涯にわたった歯科保健事業を推進することを目的とします。
事業の対象	歯科医療関係機関(歯科医師会・歯科診療所)、学識経験者、区関係機関
事業の概要	歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき、歯科口腔保健の推進に関する施策について、地域の状況に応じた施策を実施するために、学識経験者、関係団体代表者、庁内関係部署、その他会長が必要と認める者から構成した協議会を設置し、協議を行います。
根拠法令等	歯科口腔保健の推進に関する法律第3条第2項、港区歯科保健事業推進協議会設置要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価									
開始当時の背景・これまでの経緯	平成10年度の港区歯科保健事業推進協議会設置要綱では、保健福祉部長、保健サービス課長、保健所医務担当副参事、保健福祉部医務担当副参事、歯科保健担当歯科医師等、現在と異なる協議会の委員から構成されていました。現在同様、これまで、多くの所管課が歯科保健事業を行ってきたことから、多部署にわたっての情報共有や連携のための事業であるといえます。								
評価	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>A 高い</td> <td>B どちらともいえない</td> <td>C 低い</td> </tr> </table>		A 高い	B どちらともいえない	C 低い				
	A 高い	B どちらともいえない	C 低い						
評価の着眼点	<table border="1"> <tr> <td>公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎			今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎		
公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎								
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎								
①事業継続の必要性	◎								
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 区の実施する歯科保健事業についての検討の場として、代替可能な場はないため、区が継続して実施する必要があります。								

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	協議会開催回数			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
平成29年度	2	1	50.0%	平成29年度				平成29年度				
平成30年度	2	2	100.0%	平成30年度				平成30年度				
令和元年度	2	—	—	令和元年度		—	—	令和元年度		—	—	

指標から見た事業の成果 平成29年度は協議会委員の日程調整がつかず年1回の開催となりましたが、例年2回の開催を行うことで、関係機関からの協力を得ることができ、その結果、円滑な歯科保健事業の運営ができています。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
②事業の効果性	◎		

②事業の効果性評価の理由 (事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か)
本協議会では、歯科健診事業を担う歯科医師会、最新の学術的な知識を持った学識経験者、庁内の関係部署が集まって意見を交わすことにより、歯科保健事業の評価や改善を行うことができています。また協議した結果を事業の見直しや拡充等の施策立案へ反映させることにより、区民への有益な事業実施へとつなげることができます。

③事業の効率性に係る評価

予算状況の内訳（千円）											決算状況（千円）	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	584	100%	584	0	0	0	0	0	0	584	179
平成30年度	387	100%	387	0	0	0	0	0	0	387	355	92%
令和元年度	355	100%	355	0	0	0	—	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況 本協議会を年2回行うことで、当年度の事業についての協議と次年度以降の課題抽出や、事業実績をもとにした評価を行うことができ、歯科保健事業の円滑な運営につながられています。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
③事業の効率性	◎		

③事業の効率性評価の理由 (費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか)
1回目の協議会は前年度の事業評価と今後の展開について学術的な意見を取り入れながら話し合いをしており、2回目の協議会では当年度の事業実績の報告と次年度行う事業の計画をしています。このサイクルにより、協議の結果を事業改善に効率的に反映させることができています。

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見
総合評価に係る具体的な理由（根拠）と来年度の実施内容（又は廃止後の対応）を記載します。
・「拡充」：レベルアップ
・「継続」：現状維持
・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更（一部廃止、縮小を含む）
・「統合」：他事業と統合

区で行う歯科保健事業は、関係機関と協働して実施するものが多いため、関係機関との連携を円滑にはかるためには、庁内関連部署やそれら関係機関が一同に会して闊達な意見交換を行うことが重要です。
また、港区の歯科保健に関する情報共有を行うとともに、現状や課題を把握できることは、今後の歯科保健行政施策の方向性を検討するにあたって非常に有効であり、継続して実施する必要があります。

評価対象

事務事業名	障害者口腔保健推進事業	開始年度	平成 26 年度
所属	みなと保健所健康推進課地域保健係	種別	—
所管課長	みなと保健所健康推進課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(24) 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう支援する		
施策名	3 健康づくりの積極的支援		

事業概要

事業の目的	一般歯科診療所での受診が困難な障害のある区民に対し、身近な場所で定期歯科健診及び歯科保健指導、予防処置等の歯科診療を実施します。
事業の対象	障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であって、定期的に歯科健診を受けること又は歯科医療を受けることが困難な区民
事業の概要	<p>(1) 障害児者等歯科診療事業 みなと保健所内にある港区口腔保健センターで、毎月第2土曜日の午前、第4土曜日の午後に障害児者等歯科診療を行います。診療所の開設者は芝歯科医師会長とし、障害児者等歯科診療業務は芝歯科医師会及び麻布赤坂歯科医師会に委託して実施します。</p> <p>(2) 障害者歯科研修会 対象者が、身近な地域で安心して歯科医療が受けられるよう、歯科医師を対象とした障害者歯科医療に必要な知識を習得するための研修会を実施します。</p> <p>(3) 障害者・要介護者向け歯科医案内リーフレット等作成 受診可能な歯科医院を自身で探すことの困難な対象者が、身近な地域で適切な歯科医療を受けられ、かつ必要に応じて専門的な歯科医療を円滑に受けられることができるよう「障害者等かかりつけ歯科医のご案内リーフレット」を作成し、歯科医療連携システムの維持・充実を図ります。</p>
根拠法令等	歯科口腔保健の推進に関する法律第9条、港区口腔保健センター事業実施要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価

開始当時の背景・これまでの経緯	平成23年8月、歯科口腔保健の推進に関する法律が施行され、障害者等受診困難者の受診体制確保が地方公共団体の責務とされ、本区を除く14区では、障害者診療を行う歯科診療所を設置し、こうした受診の困難な方を自区で受け入れていました。平成23年当時、障害のために一般の歯科医療機関の受診が困難な方が延べ660人おり、その多くが新宿区神楽河岸にある都立心身障害者口腔保健センターに通院していたことから、区では既存の休日歯科応急診療所を改修して、自区での口腔保健センターを設立し、平成26年10月から障害児者等の歯科診療事業を実施しています。また、障害児者の歯科診療をできる予約枠には限界があることから地域での受け皿を増やす必要があり、案内としてリーフレットを作成するとともに、一般開業医である歯科医療従事者が障害児者を診ることができるよう知識や技術の習得を目的とした研修会を実施しています。		
評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
評価の着眼点	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)		
	今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)		
①事業継続の必要性			
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 軽度の障害児者が、身近な歯科医院で安心して安全な歯科医療を受けられるようにするためには、対応可能な歯科医院のリーフレット作成や一般の歯科医療機関の歯科医療従事者側に対する障害児者への対応スキル向上のための研修会が必要です。また、中等度から重度の障害児者への歯科診療を行うことは専門の設備や知識を必要とするため、一般の歯科医院では困難であるため、中等度から重度の障害児者へは口腔保健センターにおいて歯科診療を行うことが必要です。		

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	障害児者の口腔保健センターの受診者数			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	84	67	79.8%	平成29年度				平成29年度			
	平成30年度	96	80	83.3%	平成30年度				平成30年度			
	令和元年度	96	—	—	令和元年度		—	—	令和元年度		—	—
指標から見た事業の成果	受診者は、障害のために急な体調変化があり、予約通りに来院できずキャンセルとなることが多くあります。ただし、事前に連絡があった場合には、キャンセルとなった予約枠を空枠のままにしないよう、他の患者の受診内容や診療状況を鑑みた上で、他の患者の予約を繰り上げるなど調整し、効率的に運営しています。											
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い		
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 障害児者歯科診療の受診者数は増加傾向にあり、障害者歯科診療に対する区民のニーズは高いといえます。											

③事業の効率性に係る評価

予算状況の内訳(千円)												決算状況(千円)	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率	
													平成29年度
平成30年度	9,012	100%	9,012	0	0	0	3	0	9,015	8,981	100%		
令和元年度	9,121	100%	9,121	0	0	0	—	—	—	—	—		
事業費から見た事業の状況	平成29年度は安全対策のための工事を行ったため流用額が発生しました。 令和元年度は保健予防課の事業と統合となったため、歯科用ポータブルX線撮影装置の保守点検委託料の予算額が増えています。												
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い			
③事業の効率性	◎												
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 一昨年から昨年度にかけて、訪問診療による在宅介護者の診療数が3,005件から3,653件に増加し、診療所での知的障害児者数が68件から117件、身体障害児者の診療数が136件から152件に増加しています。一般歯科診療所による障害者の受け入れ数が増えていることから障害者歯科研修等の効果があらわれていると考えられます。障害児者の歯科診療は歯科医療従事者側への負担も大きく、そもそも診療を忌避する歯科医師も多い中であっても、受診件数が増えていることは、診てもらえない、または障害児者が受診しないという本質的な問題に対して、成果が得られていると考えます。訪問1件あたりのコストは@2,497円、歯科診療所での障害者診療1件あたりのコストは@33,907円となっています。												

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	障害者及び要介護高齢者等、自身で自らの健康を維持することが困難な区民に対し、より安全でより安心して歯科受診できる体制を作ることが、すべての区民が安心して暮らすためにも重要です。中等度から重度の障害児者は、診療中に静止していることができず、静止させるには特殊な器具を用いて身体を固定する、あるいは全身麻酔法などを用いることが必要であり、一般の歯科医院で歯科診療を受けることが困難です。 一般歯科診療所においては、軽度の障害のある区民を受け入れ、中等度から重度の障害者は口腔保健センターで受け入れる機能分化を行っている現体制は、歯科診療を受ける必要があるすべての障害者が身近な地域で歯科医療を受診することを可能としているものであり、今後も継続して実施が必要であると考えます。
総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む) ・「統合」：他事業と統合	

評価対象			
事務事業名	タバコ対策優良施設制度推進	開始年度	平成 29 年度
所属	みなと保健所健康推進課健康づくり係	種別	29新規
所管課長	健康推進課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(24) 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう努める		
施策名	3 健康づくりの積極的支援		

事業概要	
事業の目的	区民の健康保持のため、区内施設における受動喫煙防止の環境づくりを推進します。
事業の対象	区内に住所を有する施設及びその施設管理者等
事業の概要	適切な受動喫煙防止の方法を示した「みなとタバコ対策優良施設ガイドライン」を作成し、施設管理者等に周知するとともに、適切な対策に取り組む区内の施設を「みなとタバコ対策優良施設」として登録します。また、積極的な取り組みを行う施設等の表彰を行い、受動喫煙防止を推進します。
根拠法令等	健康増進法第25条、みなとタバコ対策優良施設登録事業実施要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価									
開始当時の背景・これまでの経緯	平成15年の健康増進法施行により、多数の人が利用する施設の管理者は、施設利用者の受動喫煙を防止するために、必要な措置を講ずるよう努めることが定められました。区内施設における受動喫煙防止の環境づくりを推進するため、平成15年12月に本事業は開始致しました。 平成30年に「健康増進法の一部を改正する法律」及び「東京都受動喫煙防止条例」が公布され、多くの施設においては令和2年4月から原則屋内禁煙となり、義務違反時は罰則が適用されるように法整備されました。								
評価	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>A 高い</td> <td>B どちらともいえない</td> <td>C 低い</td> </tr> </table>		A 高い	B どちらともいえない	C 低い				
	A 高い	B どちらともいえない	C 低い						
評価の着眼点	<table border="1"> <tr> <td>公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</td> <td colspan="2"> </td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</td> <td colspan="2"> </td> <td>◎</td> </tr> </table>	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)			◎	今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)			◎
公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)			◎						
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)			◎						
①事業継続の必要性	◎								
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例の施行に伴い、本事業は役割を終えるものとなります。								

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	タバコ対策優良施設登録飲食店数			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	50	72	144.0%	平成29年度				平成29年度			
	平成30年度	150	73	48.7%	平成30年度				平成30年度			
	令和元年度		—	—	令和元年度		—	—	令和元年度		—	—
指標から見た事業の成果	平成29年度は飲食店における受動喫煙防止対策を推進するため、前年度に引き続き登録飲食店のガイドブックを作成するにあたり、区内の飲食店に登録を呼びかけたため、飲食店の登録数が増加しました。平成30年度は受動喫煙防止対策に係る国や東京都の動向を見据え、特に積極的な登録勧奨は実施しなかったこともあり、飲食店の登録数は増加せず、達成率が48.7%と低くなりました。											
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い		
②事業の効果性												
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 平成29年度と平成30年度は特に優秀な取組を実施している登録施設の表彰を行いました。飲食店における取組を評価することで、受動喫煙対策の普及啓発につなげました。											

③事業の効率性に係る評価

予算状況の内訳（千円）												決算状況（千円）	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率	
		平成29年度	3,551	48%	1,711	1,840	0	0	1,135	0	4,686	4,535	97%
	平成30年度	1,072	50%	537	535	0	0	0	0	1,072	723	67%	
	令和元年度	193	50%	97	96	0	0	—	—	—	—	—	
事業費から見た事業の状況	受動喫煙防止対策をめぐる国や都の動向を受け、「事業の概要」に記載した事業内容の一部を見直さざるを得ない状況となり、平成30年度は執行率が7割を切りました。												
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い			
③事業の効率性													
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 平成30年度は執行率が低かったですが、これは国や都の動向に基づき、事業の一部を実施せず必要な経費のみを執行したためであり、経費負担は妥当であったと考えます。												

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ○ 継続 ○ 改善 ○ 統合 ● 廃止

本事業に係る所管課の意見	改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例が令和2年4月から全面施行されることに伴い、本事業の目的は法及び条例で担うことができるため、本事業は令和元年度をもって廃止とします。それに伴い、今年度は「みなとタバコ対策優良施設」の表彰式は行わず、全ての登録施設に感謝状を贈呈します。感謝状贈呈式は令和元年11月19日に実施致します。
総合評価に係る具体的な理由（根拠）と来年度の実施内容（又は廃止後の対応）を記載します。	なお、これまで区で独自に作成していた「みなとタバコ対策優良施設ガイドライン」は事業廃止に伴い廃止致します。今後は、施設が講ずべき受動喫煙防止対策についてまとめた「施設管理者向けハンドブック」（東京都作成）や、「施設管理者向け標識掲示パンフレット」（東京都作成）を使用して普及啓発に努めてまいります。また、改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例に基づいた適切な受動喫煙防止対策が実施できるよう、区では区内施設（飲食店、事業所等）に向けた普及啓発や、指導・助言等を着実に実施してまいります。
・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更（一部廃止、縮小を含む） ・「統合」：他事業と統合	

評価対象			
事務事業名	がん対策推進アクションプランの推進	開始年度	平成 28 年度
所属	みなと保健所健康推進課 健診事業担当、健康づくり係	種別	—
所管課長	みなと保健所健康推進課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(24) 区民が健やかで安全に暮らすことができるように支援する		
施策名	4 がん対策の強化推進		

事業概要	
事業の目的	区民の死亡原因の第1位となっている、がんによる死亡者の減少と、がんに罹っても住み慣れた場所で自分らしく生活できる環境を構築していくために、がん対策を総合的、計画的に進めていくことを目的としています。
事業の対象	港区民（がん患者の家族も含む）
事業の概要	<p>1 がん予防の推進 (1)地域と連携したがん予防 (2)たばこ対策の推進 (3)がんの教育と普及・啓発活動の推進</p> <p>2 がんの早期発見の推進 (1)効果のあるがん検診の推進 (2)がん検診の受診率の向上を目的とした検診体制の充実 (3)がん検診に質の向上</p> <p>3 地域がん医療の充実 (1)がん診療拠点病院と協力した知己医療の質の向上</p> <p>4 がん患者・家族への支援など、がん対策の総合的、計画的な推進 (1)医療・介護の連携強化と在宅緩和ケア支援の推進 (2)がんに関する相談支援体制の充実</p>
根拠法令等	がん対策基本法、健康推進法、がん対策基本計画（国）、東京都がん対策推進計画

※令和元年度は本事業の他に、港区がん対策推進アクションプランの令和3年度に向けた改定のため、「がん

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価							
開始当時の背景・これまでの経緯	港区でのがんによる死亡者は年々増加しており、平成26年では、がんによる死亡者が第1位になりました。国は、がんによる死亡者を減らすため、がん対策基本法を定め、法律に基づきがん対策推進基本計画を策定しました。また、東京都は、がん対策推進計画を策定し対策を実施しました。これらを踏まえ、区は実効性のあるがん対策を総合的に推進するため、港区がん対策推進アクションプランを策定しました。						
評価	<table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">A 高い</td> <td style="text-align: center;">B どちらともいえない</td> <td style="text-align: center;">C 低い</td> </tr> </table>	A 高い	B どちらともいえない	C 低い			
A 高い	B どちらともいえない	C 低い					
評価の着眼点	<table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">◎</td> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;"> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">◎</td> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	◎			◎		
◎							
◎							
①事業継続の必要性	◎						
①事業継続の必要性評価の理由	<p>（歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか）</p> <p>国は、各種がん検診について「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」を定め、国をあげて科学的根拠に基づくがん予防・がん検診を推進していることから、がん検診に対する、区民の関心を高め検診受診率を向上させるため、本事業の継続は必要です。今後は本プラン策定後に、国や都の計画が改定されたことやがん在宅緩和ケア支援センターが開設されたことなど前提となる状況が変化していることから、これらに即した取組の再構築が必要です。</p>						

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	普及啓発イベント集客数			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	400	342	85.5%	平成29年度				平成29年度			
	平成30年度	400	192	48.0%	平成30年度				平成30年度			
	令和元年度	400	—	—	令和元年度		—	—	令和元年度		—	—
指標から見た事業の成果	会場がわかりにくく、また他のイベントとの同時開催ではなかったこと、さらに周知期間が不足したことで、集客数が少なかった原因と考えています。集客を高めるため、今後は周知方法や内容等を検討を進めていきます。											
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い		
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か)より多くの区民にがん対策アクションプランの普及啓発を図るために、興味をもってもらえるような周知手段や方法、時期、会場などの見直しが必要です。本イベントを通じて、区民のがんに関する関心を高め、がん検診の受診率の維持に努めています。											

③事業の効率性に係る評価

予算状況の内訳(千円)												決算状況(千円)	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率	
		平成29年度	8,112	60%	4,887	0	3,225	0	0	0	8,112	6,016	74%
平成30年度	6,769	51%	3,481	0	3,288	0	0	0	6,769	6,331	94%		
令和元年度	6,384	58%	3,697	0	2,687	0	—	—	—	—	—		
事業費から見た事業の状況	平成29年度は主にイベント支援業務委託の契約落差の影響で執行率が74%に留まりました。平成30年度は前年度の実績に基づき精査したうえで予算計上し、適正な事業執行ができています。												
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い			
③事業の効率性	◎												
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか)がん検診は対象となる人には全員に受診券を送付していますが、人口の増加に比べ、がん検診の受診率は横ばいとなっています。この原因については、令和元年度に行う「港区がんに関する区民意識調査」での調査結果を基に、対策を検討していきます。												

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	がんの諸対策は継続しますが、以下の理由により、港区がん対策推進アクションプラン(以下「プラン」という)は港区地域保健福祉計画に包含することとします。
総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む) ・「統合」：他事業と統合	【理由】 現行のプランは東京都がん対策推進計画を踏まえて策定していますが、がん対策基本法には区市町村計画策定の義務は規定されていません。一方、健康増進法では、区市町村の計画策定は努力義務となっており、その項目の一つにがんが挙げられています。このためプランは、今後健康増進法の目標値と合わせていく必要があり、健康増進計画を包含している港区地域保健福祉計画に包含していくこととします。

No 269

令和元年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	がん治療に伴う外見ケア（ウィッグ等購入）助成	開始年度	平成 29 年度
所属	みなと保健所健康推進課	種別	29新規
所管課長	みなと保健所健康推進課長		
基本政策	6 生涯を通じた心豊かで健康な都心居住を支援する		
政策名	(24) 区民が健やかで安全に暮らすことができるように支援する		
施策名	4 がん対策の強化推進		

事業概要	
事業の目的	投薬の副作用による脱毛や、がんにおける乳房の切除など、がん治療における外見への影響をケアするためのウィッグや胸部補整具の購入経費の一部を助成することにより、がん患者の就労継続等、社会生活を支援します。
事業の対象	がんと診断され、現在治療を行っており、治療に伴い脱毛又は乳房を切除して補整具が必要となっている区民。
事業の概要	ヘアケア製品（ウィッグ、胸部補整具）の購入にかかる費用の一部を助成します。助成金額は、30,000円又は購入経費の7割のいずれか低い額です。（100円未満切捨て）対象者1人につき1回限り助成します。
根拠法令等	港区がん患者ウィッグ等購入費助成金交付要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価									
開始当時の背景・これまでの経緯	がん治療における抗がん剤の使用による脱毛や手術による乳房の切除などは、治療や就労の意欲を低下させる要因となるため、ウィッグや胸部補整具の着用といったケアが重要になることから、平成29年5月11日に本事業を開始しました。当時、都内では港区が最初の実施した事業であり、費用を助成するだけでなく、相談できる体制を整備（2団体と連携協定を締結、平成30年からは「がん在宅緩和ケア支援センター ういケアみなと」でも開始）していることが港区ならではの取組です。								
評価	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>A 高い</td> <td>B どちらともいえない</td> <td>C 低い</td> </tr> </table>		A 高い	B どちらともいえない	C 低い				
	A 高い	B どちらともいえない	C 低い						
評価の着眼点	<table border="1"> <tr> <td>公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎			今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎		
公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎								
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎								
①事業継続の必要性	◎								
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 平成29年度から開始して以降、申請者数は増加しており、今後も増加が見込まれます。補整具の購入費用を助成することは、対象者の療養生活や就労、社会生活をより良くするため、引き続き事業を継続することが必要です。								

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	助成金申請者数			指標2	助成のご案内発行部数			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	100	93	93.0%	平成29年度	600	600	100.0%	平成29年度			
	平成30年度	100	116	116.0%	平成30年度	800	800	100.0%	平成30年度			
	令和元年度	120	—	—	令和元年度	1,000	—	—	令和元年度		—	—
指標から見た事業の成果	平成29年度は、5月から開始したにも関わらず、9割を超える申請者数であり、平成30年度は想定を超える申請者数であったことから、区民にとって必要性の高い事業と考えます。また、区外の医療機関に通院している方も多いため、申請者が通院している医療機関へ事業の周知も開始しました。											
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い		
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 申請者数が年々増加していることから、ニーズが高いと考えます。											

③事業の効率性に係る評価

予算状況の内訳 (千円)												決算状況 (千円)	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率	
		平成29年度	3,111	100%	3,111	0	0	0	0	0	0	3,111	2,674
平成30年度	3,111	100%	3,111	0	0	0	421	0	0	3,532	3,355	95%	
令和元年度	3,440	100%	3,440	0	0	0	—	—	—	—	—	—	
事業費から見た事業の状況	平成30年度は申請者数を年間100人で予算計上していましたが、想定を上回る申請者数でした。令和元年度は申請者数120人と想定しています。												
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い			
③事業の効率性	◎												
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 申請者数は増加しており、事業の効率性は高いと考えます。一方で、購入や助成後にどの程度補整具を活用し社会復帰等をしているのかを把握することが困難なため、コストに見合う成果が得られているかを数値等で表すことが難しい事業です。												

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る
所管課の意見

総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。
・「拡充」：レベルアップ
・「継続」：現状維持
・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む)
・「統合」：他事業と統合

近年においてがん患者数や本事業の申請者数は増加しており、がん治療中の区民のより良い療養生活や社会復帰等のために、継続の必要性が高い事業です。